

議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成29年12月12日（火）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員、柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	西垣町長、長戸副町長（総務課長事務取扱）、田中企画財政課長、鈴木議会事務局長	
開 会	10時00分	
記 録 者	議会事務局 前田書記	
審 査 事 項	別紙日程表のとおり	
審 査 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	<p>*起立、礼</p> <p>12月定例会前の議運だ。</p> <p>西垣新町長を迎えての初めての議会だ。きょうの議運も慎重審議いただきたいが、議会運営も円滑にスタートさせたい。よろしく願います。</p> <p>町長からあいさつ願いたい。</p>
あいさつ	西垣町長	<p>12月定例会を控えての議運ということで、足元の悪い中、また、寒い中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>私事だが、11月の町長選挙、皆さまのお陰で無投票だが当選し、12月7日に就任させていただいた。まだ日がたっていない中で、地に足が付いていない状況だ。</p> <p>12月定例会は初めての議会で、慣れない点が多々あると思うが、ご協力賜うようよろしくお願いいたします。立場が変わり、不慣れな点、一般質問等のやりとりが長くなるのではないかと考えている。今後もご指導、ご鞭撻賜うようよろしくお願いいたします。簡単だが、あいさつに代えさせていただきたい。</p>
	芝岡委員長	議長からあいさつ願いたい。
	船木議長	<p>新しい町長を迎えての議運だ。気持ちも新たに、議会運営に臨んでいただきたい。</p> <p>新たな気持ちと言っても、今までから町長の気持ちとして、政策、考え方はある程度想像がつくと思う。定例会に向けてしっかり議論していただきたい。</p> <p>きょうはいろいろと、私のほうからも相談申し上げたいことがある。よろしくお願いいたします。</p>
審査事項(1)①	芝岡委員長	<p>審査事項に入る。</p> <p>(1)12月定例会の会期日程等の議会運営に関する事項について、局長から説明願いたい。</p>
	鈴木議会事務局長	* (1)①諸般の報告について、日程表により説明

	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
②	芝岡委員長	次。
	鈴木議会事務局長	*②会議録署名議員について、日程表により説明
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
③	芝岡委員長	次。
	鈴木議会事務局長	③に町長の所信表明ということで挙げさせていただいている。 先の町長選挙を経て初の議会ということで、町長から所信表明の申し出があったので、諸般の報告の次にその機会を設けさせていただきたいが、よろしいか。
	芝岡委員長	この件について意見はあるか。よろしいか。
	皆	よい。
	長戸副町長	委員長、所信表明の件だが、ペーパーはなしでお願いしたいと思っている。3月は配らせていただくが、今回は町長が替わられての町政に対する基本的な考え方を述べさせていただくという部分で、議員各位へのペーパー配付は考えていないので、併せてお諮り願いたい。
	柳副議長	施政方針は各種施策があるが、これは所信表明だ。 副町長が言われたように、今後このように取り組みたいという意味表明なので、ペーパーは配付していただかなくてもよいと思う。
	芝岡委員長	よろしいか。
		※「はい。」との声あり。
	船木議長	ちょっと。 あいさつならよいが、所信表明ということなら、やはり書いたものがほしい気がする。所信表明は、政策もずるずる表明するのだろう。
	柳副議長	ずるずるというか、大まかなことで、施政方針とは異なるだろう。 施政方針は各種具体的に述べられるが、所信表明はあくまでも所信を表明するという事だろう。
	西垣町長	個々具体的な部分は、予算に反映する段階になると思う。5つの柱をざっくりと、方向性をお話させていただきたいと思っている。 ペーパーを出す、出さないについては、議運の皆さまの判断にお任せしたい。
	芝岡委員長	いかがか。
	寺垣委員	町長になられて初めての議会ということで、夢を語っていただく場所だと思っている。わざとペーパーを出されなくても、3月議会で改めて町の問題点とか、仕事をされて明らか

		<p>になってきた時にきちんとしたものを出すことで問題ないと思う。</p>
	澤委員	<p>逆に、岩美町全体の所信を述べられるのだから、文字として残っていくほうがよいと思う。</p> <p>ほかの議会もこういうことはあると思う。ほかの議会がどうしておられるか、それに合わせたらどうか。よそは出しているのに何で岩美町は出してないだということにならないように、横並びにしておいたほうがよいと思う。</p>
	柳副議長	<p>議会放送で、所信表明も町民に放映される。文章は議事録に残る。そういうことも踏まえて考えたらよいと思う。</p> <p>施政方針は当然ペーパーがあって然るべきだと思うが、個人の意見としては、町長就任に当たっての一言あいさつと捉えるべきだと思う。この委員会の中で出したほうがよいという結論になればそれで問題はないが、私は、ペーパーがなくても大丈夫な案件だと思う。</p>
	芝岡委員長	副委員長、いかがか。
	川口副委員長	私も、所信表明なのでペーパーは必要ないと思う。
	澤委員	<p>執行部としては、所信表明だからペーパーはいらないということか。</p> <p>理由をはっきり聞かせていただきたい。</p>
	長戸副町長	<p>決して、出したくないという意味ではないということをご理解願いたい。</p> <p>町長が、施政方針みたいに個々具体的な話ということは考えておらず、柱的な部分を述べるということなので、ペーパーでお配りしても具体的なものがあるわけではないので、お聞きいただき、次の3月定例会の施政方針なり、一般質問のやりとりもあると思う。</p> <p>決して、出すことを渋っているのではない。</p> <p>お配りしても、具体的なものが盛りだくさんにあるわけではない。ペーパーで裏表のボリュームと考えている。施政方針のようにボリュームがあって、聞いていただくにしても長くても、メモしても追いつかないボリュームではないように努めたいと思っている。</p> <p>出さないのが前提ではなく、ボリューム的に少ないので、町長にお話しいただくことでどうかという提案だ。そこは誤解のないようお願いしたい。</p>
	船木議長	<p>私の個人的な意見だが、初めて町長になられて議会に対してあいさつをするのに、ただ口頭で言っただけで、しかも状況が無投票で出てきて、初めての議会であいさつをするのに、やはり書いたものがないというのは、通常の議会に対する町長の気持ちとして、私は議会に対して、そのような配慮をしてほしい気持ちだ。</p>

	芝岡委員長	それぞれ意見が分かれているが・・・。
	柳副議長	町長サイドも出すことを渋っているわけではない。
	西垣町長	委員長、よろしいか。
	芝岡委員長	町長。
	西垣町長	先ほどは皆さんにお任せすると申し上げたが、決して渋っているわけではない。 個々具体的でなく、中身がないのを懸念している部分もあっての話だ。ペーパー1枚の裏表程度になると思う。ざっくりした方向性ということで提出させていただきたい。ホームページにも載ることになる。 出さないということになれば渋っているようで、どちらがよいかということは私自身も迷った。
	芝岡委員長	出していただくことにするか。
	柳副議長	出す出さんで議運がもめなくてもよいと思うが、所信表明は今後に向けての決意表明という捉えを私はしていた。政策の柱的なもので、個々具体的な政策が載っていないが故に、これをペーパーにして配ったら逆に失礼だという議会に対する気遣いがあったから、そこが空回りしていたということだ。町長が出すということなら、それについてもめることはないと思う。
	芝岡委員長	では、お願いすることとしたい。
④	芝岡委員長	次。
	鈴木議会事務局長	④一般質問についてだが、昨日夕方5時までに7人の通告があった。 ○柳 正敏議員 5項目7点 ○宮本 純一議員 6項目14点 ○芝岡みどり議員 6項目 ○日出嶋香代子議員 4項目 ○川口 耕司議員 3項目 ○田中 克美議員 7項目8点 ○杉村 宏議員 4項目 それぞれご審査いただきたい。よろしく願います。
	芝岡委員長	問題点があれば言っていただきたい。
	柳副議長	杉村議員の1の町長の政治姿勢で、これは日本海新聞等で報道されていた記述だが、後段で、榎本前町長の答弁を基本的に引き継がれると考えてよいかという部分は、どう考えても道の駅の考え方、出資金、債権についてと推測できる。これも引き継ぐみたい。点検や見直しを考えている事業はないかということで、そこはそれなりの質問なのだろうが、前段で推測が働くのが、どうもまた出資金が、債権がということで、これも当然新町長も同じ考えでおられるのだなということも聞かれると思うが、この辺は別に問題ないのか。

		<p>困るのは、議長が采配される中であって、ほかの議員も言われると思う。ヤジという発言が。</p> <p>もしも出たときに、止めてよいかということだ。</p> <p>現時点では分からないが、私が心配しているのは、議会の中では12分の11がこれでよしとして決着をつけている問題に、また火を付けてくる可能性があるということだ。</p> <p>どうもこの記述では、それが見えると誰もが思うと思う。</p> <p>もし議員からヤジが出た場合に、議長も困る。たぶんヤジは出る。心配し過ぎか。</p>
	澤委員	<p>心配は分かるが、その辺は議長の采配でしていただきたい。我々が信頼して選んだ議長がされるのだから、議長が困ると心配されなくても、その辺は議長に判断してもらったらよいと思う。</p> <p>確かに言われる面が出てくる可能性があるが、その辺は議長に任せたらよい。</p>
	船木議長	<p>副議長が言われるように、そういうところまでの考えは持っているだろうと想定はするが、それはそれで、答弁で、そういうことは済んだことだし、町長の気持ちがどうかといえ、今までと変わらない答弁だと思う。それはそれでスツといけると思う。それ以上それについてどうだこうだと杉村議員が言うのだったら、私は発言を止めるということになるのではないか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>補足させていただく。</p> <p>私もこれについて、ご本人に具体的に分からないということでお話させていただいた。杉村議員の趣旨としては、町長がマスコミ等で、前町長の政治を引き継ぐ中で点検、見直しをしながら進めていくということと言われた。それを公の議会という場で改めて発言してもらうことをまず考えていると言っておられた。その辺は所信表明で言われると思うということも言ったが、所信表明を聞く前に通告をする中で、こういうことになってしまうということだ。改めて聞くということとされるということだ。個々具体的に、何か杉村議員のほうで聞きたいことがあるのであれば、言われないと分かりにくいということも言ったが、自分から特にこの問題についてということと言うつもりはないと言っておられた。それだと質問する意味がない気もするが、本人はそういう気持ちだということだ。</p>
	柳副議長	<p>我々議員に対して、前町長の答弁を基本的に引き継がれるというのは、道の駅のことに決まっている。思うのは、一般質問でこのような問いをされて、町長は前町長の議員に対する答弁も踏襲すると出された。そうしたらまた3月にもう一回予算のときに同じことが出てくる。同じことも繰り返し</p>

		になる。また 3 月でもやるのかということがあるので、そこを心配した。心配しすぎかもしれないが、澤委員の言われたように、議長の采配に任せるといってよいと思っているが、執行部から何かあれば町長就任で初めての一般質問だし。
	西垣町長	政治姿勢ということで、何を意図しているか正直読めない。ただ、方向性は間違いないといった部分というのは前段があって、私自身まちづくりの方向性は間違いないということをしやべらせていただこうと思っている。それを取って、今まで前町長が議会内でやりとりしてきた部分を、すべて継承する話とは違ってくるのかなと思っている。方向性は間違いない。そういった部分で、やり方やアプローチの仕方に対して、変わった局面もあるのではないかということは、やはり見直すべきではないかという話なので、すべてがすべて継承していくということではなく、時代によって答弁が変わることもある。そういったことをお話させていただけたらと思っている。筋としては、継承していくことは間違いない。前段と次の部分の答弁とが、すべてがイコールなのかということにすべきではないし、時代の変化や局面の変化もある。意図しているところが一本なら一本ですと言えばよい話になるし、する気がないと言っていた部分でも時代の変化、状況の変化でしなければならないことも出てくる。
	芝岡委員長	町長の答弁と議長の采配に期待したい。
	西垣町長	意図が分からない質問だなということもある。蒸し返しの部分はあると思う。今定例会でなく。
	芝岡委員長	よろしいか。
	柳副議長	一議員の質問なので、憶測で物を言ったらいけないが、そういった懸念があったので言った。そういうことになれば、またそこで考えなければならない。 一点聞きたい、局長。 予算、決算もそうだが、社会事情の変化がない中で議会議決が確定して、何回も何回もなった場合の対応は、その都度しなければならないものか。
	鈴木議会事務局長	具体的にこれまでであった 27 年度の決算について、改めて疑義を唱えるということは、すでに議会で認定したものなので終わったものということで、ええだ悪いだということを議論するのは、議会としてもすべきではないと思う。そのことが事務提要にもある。それは、議会で議論して議運でそのようなルールを作ってしまうと、議長も止めやすいと思う。
	柳副議長	陳情でも 1 年ルールがある。そういったことも改めて議運で協議してほしい。要望だ。
	芝岡委員長	ほかの質問についてはどうか。
	澤委員	柳議員が細かく書かれているが、所信表明より一般質問の

		答弁の方が濃くならないか。
	柳副議長	所信表明はあくまでも大まかな柱的な分野として、町長が今後このような町政運営をするというあいさつをされるということだ。そのあいさつについては質問にならないということで、例えば、福祉分野であれば、細部にわたって質問するというのは当たり前の話であって、これが前段に述べられた所信表明より中身が濃くなるのは、当たり前の話だ。別に町長が何も考えてなかったら、これから考えますということになると思うし、所信表明を聞いてこの部分はよく分かったということで、その質問は取り下げてもよいし、割愛もできるし、全然問題ない話だと思う。
	芝岡委員長	町長、よろしいか。
	西垣町長	よい。
	澤委員	町長が答えられるならよい。
	柳副議長	それを言ったら、全部そうだ。
	澤委員	柳議員のがということではなく、全体的にそういう質問が出てくるので、就任されて1週間もたたない中で、細かい施策の質問ばかり出てくるので、全部答えなくてはいけないのだろうかと感じられなくても、まだ研究中というようなところをある程度みてあげないと、なかなか答えられないと思う。
	柳副議長	抽象的に書かれるほうが答弁しにくいと思う。具体的なほうが答弁しやすい。
	澤委員	執行部が答えられれば問題ないと思うが、皆さんがあまりにも事細かい質問をしているので・・・。
	柳副議長	議運でそれを言ったらいけないと思う。 いつも局長に指導していただくが、そもそも一般質問通告書には、何々一般というようなものは要旨にはならないと書いてあると言われる。個々具体的に趣旨を述べられたいと。だから、議運のメンバーがそんなことを言ったらいけない。
	長戸副町長	前町長の一般質問の際の答弁については、担当課長のところで答弁させていただこうと思っているし、町長は政策的にやるかやらないか、自分としてはこう考えているところを述べていただいて、現状については担当課長が説明するように考えているので、併せてよろしくお願ひしたい。
	船木議長	こだわるようだが、町長一発目だ。どういう質問が来てもきちんと答弁でき、町民に対して示すことは、今後の町政推進にプラスになると思う。 このような個別具体的な質問であっても、町長は答えられると思うのでこれでよいと思うが、同じような質問が出てくる。その辺を議運としてどうするか、議論願いたい。
	柳副議長	今の議長の気持ちを取ると、田中克美議員の質問は国策だ。毎回毎回国政だ。何回もここで話し合いを持った。国の施策

		<p>の方針撤回を求めて行動せよとか、厳密に言うと、これ一つ許したらどんどん出てくる。こういう議論を議運で重ねてきたはずだ。</p> <p>自分たちの見識、見解とはそぐわないので国に撤回を求めよとか、そんなことをやり出したら、国民保護法でも集団的自衛権の行使についても、反対だ、撤回するよう求めるということも今後全部許すことになる。</p> <p>マイナンバーカードでも、町民に取得しないよう求めるとか、どうするのか。持つ持たないは個人の選択肢があってよいが、ただ、国も勧めているし、町も担当課としては普及促進しているはずだ。それを町として勧めることをするなということはどうするのか。本気で困る。執行部の言いにくいことは議運でしなければならない。持つ、持たないは自由だ。町が持つなと言えと言われたら、町は県から叱られ、国からも叱られる。こんなことがよいのかという話だ。</p>
	澤委員	町は、取得せよとは言っていないな。
	西垣町長	言っている。
	澤委員	<p>言っているのか。</p> <p>私は催促されたこともない。勧めるということは、せえせえせえせえというのが勧めるということだ。1 回言うというのは、お知らせ程度のことだ。</p>
	船木議長	<p>町長の気持ちは、町は推進しているということだが、担当課、担当係は推進しているという認識があるのかなのかということになると、どちらか分からないと私は感じている。積極的にやるなら、あれは写真がいるが、写真は窓口で撮るからカードを作りましょうというところまで言うなら積極性が見えるが、町長は推進していると思うが、窓口の担当者はしているのかしていないのか、よく分からない。</p>
	柳副議長	<p>180 度違うことを言われている。議長が言われるバランスもあるが、だけど町はきちんとした説明もあって、担当常任委員会でもあって、さらに催促ではないが、周知も含めてやるべきだということも担当常任委員会では話が出ている。だから私は言っている。</p> <p>持つ持たないは別だが、町としては、マイナンバーカードというのは、持っておられたほうがよいということでスタートしている。</p>
	船木議長	<p>余分な話だが、ことしと去年と 2 年続けて東部議長会で総務省に陳情等に行っているが、その時に総務省の担当課長は、マイナンバーカードを推進する。東部 4 町の議長で持っているのは、若桜の議長だけだ。その時は私も持たないといけないうと思うが、帰ってくると忘れてしまう。窓口で写真だけ撮ってくればできるわけだ。わざわざ写真を持って行ってと</p>

		いうことにならない。そこだけ、窓口で写真を撮ってくればよいのと思うが、これは余分なことだ。
	柳副議長	<p>言いたかったのは、国政とか政策について、今まで岩美町はマルとして進めたことをバツとして真反対のことをしようとしている。ただ、町長が替わられて、町長の政治姿勢として駄目なものは駄目として、変わる施策もある。これは当たり前の話だ。だけどそうすると、二人目に戻って、継承すると言ったけど、する部分としない部分とがあると思う。これも同じことに引っかかってくる。どんどん出てくるという話だ。その時々の方政策的な判断で変わるものもあるが、この13ページの最後の部分が変わらないとするなら、どのような答弁になるのか。毎回同じことだ。</p> <p>今回自分も質問するので黙っておかなければならないと思ったが、毎回同じことだ。今回限りということで今まできている。</p>
	船木議長	局長、その辺りを克美議員に聞いただけだが、反応はどうだったか。
	鈴木議会事務局長	<p>またいつもの調子かなということは感じるが、駄目じゃないですかというようなことまでは言っていない。</p> <p>ここに一般質問の範囲の考え方で、例えばというものがあるが、例えば、自衛官の募集事務についてその内容を質問することができるか、自衛隊が憲法違反か質問することができるかということは、国レベルのことで質問の対象にはならないというのがあるが、基本的に国の委任事務であっても、町が行う事務なので、質問の対象になるという考え方だ。</p>
	柳副議長	自衛官の募集も、これはやめるべきだということがあった。受託事務に係るようなことまで、ここで議論したことがある。局長が言ったのは分かりやすい事例だが、法定受託事務にケチをつけるような質問はどうなるのか。
	鈴木議会事務局長	事務をするのは町だ。
	柳副議長	<p>では、岩美町の事務として駄目だということが言えるのか。そんな事務の取り扱いはいけませんと言ってもよいのか。</p> <p>その辺りが、議会も見識が低いと言われても仕方がない。</p> <p>法定受託事務にケチをつける質問があってもよいのかということだ。</p> <p>局長の今の見解は、止めれないということだ。</p>
	鈴木議会事務局長	できないのではないかと私は思う。私の見解だ。
	柳副議長	<p>副町長、どう考えるか。</p> <p>本当に大事なことだと思う。そのような質問ができるのか。それに類似するのが、法で定められたものについて、町は計らいしてはならんのかということだ。止めれないのか。根拠がないのか。</p>

	芝岡委員長	12 ページの④に、マイナンバーを通知書に記載しないという方針を確認している自治体もあるとあるが、あるのか。
	船木議長	どういうことか。
	長戸副町長	特別徴収は事業所が給料から天引きする対象だが、会社に、長戸の住民税をこれだけ引いてくださいという写しを送るので、それに長戸の個人番号を付けるなということだ。 総務省は、それは別にしなくてもよいという通知を出しているが、克美議員が言われているのは、それは個人情報で、本人が希望しなかったら出すべきではないという言い方だ。最終的に事業所は、源泉徴収票を税務署に出す場合は、本人から個人番号を取得することができるので、町側がわざわざ個人番号まで付けなくてもよいというのが克美議員の論だと思われる。
	柳副議長	議会からの指摘はある程度出たので、執行部に聞いたらどうか。 要は町長が答弁できればよいが、この点が分かりにくいというものがあれば、すり合わせをしない代わりに、本会議場で質問と答弁がきちんとかみ合わないという意味がない。
	芝岡委員長	柳議員のはいかがでしょうか。 よろしいか。
	長戸副町長	町長が分かる範囲でお答えさせていただくことしかないと 思う。当然その中で質問の趣旨と合わないこともある。そこは議長に調整していただければと思う。
	柳副議長	追加でお願いしたい。 3 ページ、福祉分野の 2 点目、医療現場とあるが、医療・介護現場ということで「介護」を入れていただきたい。
	芝岡委員長	宮本議員のはいかがでしょうか。
	澤委員	防災計画は、29 年度はぜんぜん見直ししてないのか。
	長戸副町長	今のところ関係法令の改正がないので、適宜見直すこととしている。28 年度から後はないと思っている。 自助の部分を整理して質問をしてもらったほうがよいと思う。行政はあくまでも、避難してくださいということを出している。それは受け止めていただく中で、自分の身は自分で守るということを第一原則として質問をしていただければと思う。全部行政に判断を求められるようなやり方をされると、聞かれた町民にも変な捉え方をされたら困る。
	柳副議長	町が全部責任を持って守らないといけないものという形になるということだな。
	長戸副町長	自助、共助が飛んで、公助の部分を捉えておられるので、その前段を・・・。
	船木議長	自助、共助がなしで、公助だけでやってくれという質問に取れるということだな。

	長戸副町長	そういうやり方をされた場合には・・・。
	船木議長	きちんと町の方針はこうだということを説明していただきたい。
	長戸副町長	そういうお答えをしないと、この質問だけにお答えしてしまうと、ちょっとまずいかと思う。
	澤委員	共助と自助の部分もやはり必要だ。
	船木議長	聞いている町民は、何だいや、どうだいやという議員に対する意見を持つと思う。質問によって。 それは議員の思いでいろいろしているのだから、そこまでするなどは言えない。
	芝岡委員長	7ページ、8ページはどうか。
	船木議長	初めに質問する人は通告していることを質問すればよいが、町民からも同じような質問はなるべく調整できないのかという意見もある。ということは、2番目以降にする人はある程度気を付けてもらわないといけないということになるな。その辺りで気になるようなところはあるか。
	柳副議長	かぶるならかぶるで答弁されればよいと思うが、例えば、日出嶋議員がインバウンドの観光を聞かれても、これは具体的にこうだと、柳が問うているのは今の状況はどうかと、全体的な部分について抽象的に聞いている。町長の答弁で方向性が違わなかったらよいと思う。杉村議員も出てくるが、言われるのは観光の部分だ。 前の人が出たら、次の人は違う角度からの質問を持っていると思うので、それを言われたらよいと思う。
	船木議長	やはり後の人が気を遣うということを、議運の意見、方向としていただきたい。
	芝岡委員長	執行部、7ページ、8ページはよいか。
	船木議長	委員長、7人だが、1日目は6人ということを決めている。7人目は、翌日の1番にしようということだな。それはよいか。
	柳副議長	次の日に6番、7番の人がしてもよいのではないか。
	芝岡委員長	翌日に2人するという事か。
	柳副議長	常任委員会のボリュームが分からない。1日かかるようなら、手一杯しておいたほうがよいと思うが。
	芝岡委員長	次の日出嶋議員のもよいか。 川口議員のも。 執行部のほうからあるか。よいか。
	長戸副町長	気になるのは、杉村議員の1番だ。 「現議員への前町長の答弁を、」というところが、これは一般質問なのかという思いがある。1から100まで継承するだろうみたいな質問にとらまえて、それは場面場面、また、情勢の変化で当然答弁が変わることもある。

		前町長というパッケージに入れ込む誘導みたいを感じる。何かちょっと問われ方が違うのではないかという気がする。
	柳副議長	委員長、今副町長が言われた、前町長の答弁と違ったら、個々具体的にこれも継承するののかということならよいが、どこまでかという話だ。
	長戸副町長	次の3月とか6月に、前町長は何月定例会の私の何々の質問に対してこういう答弁をされた。今の町長の答弁と違うという話をされても、それは違いうだろうという話になる。 町長は、方向性は間違っていなかったと、ただ、やり方も含めて検証や見直しをすることはあるということ、ずっと言っている。あえて、前町長のフレームに入れ込むような誘導を求めているような感じがする。それは一般質問になじむのかという疑問は持っている。 ただ、かみ合わないことも想定する中で、受け流しをさせていただかないといけないのではないかと考えている。
	柳副議長	方向性は継承すると。違う部分が出てきたら、終わればよいと思う。あえて前町長の答弁をとすることは、いくつか推測することはある。
	芝岡委員長	町長が言われたように、まちづくりとしての方向性ということで答弁していただければよい。あまり一つ一つやっても・・・。
	柳副議長	委員長、副町長が大事なことを言われたのは、この文言で前町長の答弁を基本的に引き継ぐと考えてよいかという、これを消してくれということだ。 これは、一般質問の字句としてふさわしくないということを言われているのだと思う。私はそのように感じた。 前町長の答弁を、どうするのか。5期20年の答弁を。「答弁を、」ということに違和感を持っておられる。 前町長のまちづくりに対する姿勢を引き継ぐと受け止めてよろしいかと言うならよいが、「答弁を、」ということが気に入らないということだ。個々具体的にこの答弁を引き継がれるのかということのだったら分かるが、20年分の答弁だ。 聞けばよい、逆に。どの答弁かと。
		※「反問権か。」との声あり。
	柳副議長	局長、確認するが、今のが反問権に値すると言われるが、こういう形で前町長の答弁を踏襲するのと言われた場合に、どの答弁かと言ったら反問権の行使になるのか。町長がどの部分かということと言ったら、反問権の行使になるのか。
	船木議長	ならない。それくらい私は許す。 20年間の答弁を全部頭に入れておかないと、何もできない話につながる。 それについていつ頃の答弁のことを聞いているのかという

		<p>くらいは、反問権という問題ではないと思う。</p>
	長戸副町長	<p>気になったのは、現議員ということは田中克美議員もおられる。</p> <p>杉村議員が出られた3年間ということではなく、現議員という言い方をされているという意味は、克美議員は20年以上おられるのでとても範囲が広いということと、さっきから議論になっている答弁という部分について、答弁は世襲しないと切り切れない。個別具体的なところで、こういう答弁がいつあったか、これについても継承されるか問われたら答えられるが、範囲が示された中で、踏襲するのかわかるというように問われ方をされても、なかなか答えにくい。</p> <p>仮に、次の質問がなかった場合でも、町長が答えられた部分と自分が問うた部分とをうまく具合にミックスされて、否定しなかったみたいな話になったら、ちょっと待てよみたいな話になる。</p> <p>たぶん、次回以降の担保を求めていることが何となく見える。やはり具体性を持っていただくなり、もしくは、答弁というよりは姿勢を継承されるということなので、そこはちょっともう少し・・・。</p>
	船木議長	<p>これは私への前町長の答弁をとというような気持ちなんだろうけどな。現議員への町長の答弁をと言えば20年になるが、私への前町長の答弁をとという気持ちか。違うか。</p>
	柳副議長	<p>例えば、陳情でもマル、バツしかない。町長が答弁で検討しておくというのは、これは一般的に言うと、きちんと検証するのが検討だが、議会語ではやると言わない限りはマルではない。このことも含めて答弁で検討すると言った。これは当時の町長判断ではしないということだ。しないと言っていないのに、どうしてまだできていないのかというつなぎ方もできるし、自分に有利な方向に持っていくこともできるのがこの表現だということだ。反対していないから賛成だという考え方だ。できないと言っていないから、やるという答弁だったと捉えられたら、どうしてやっていないのかということになる。</p> <p>ここをちょっと考えたほうがよいのではないかということ副町長は提案されていると思う。確認していただきたい。</p>
	芝岡委員長	<p>連絡が取れるか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>取れると思う。</p> <p>個別に聞くつもりはないということだったと思っている。</p>
	西垣町長	<p>今は、ということだな。</p>
	長戸副町長	<p>原資を取った上で次回以降につなげられるということが危惧されるということを言っている。</p>
	西垣町長	<p>すべてを踏襲するという話ではない。</p>

	長戸副町長	問うたことと答えたことがかみ合わなくなる。 委員長、町長は質問されたときのニュアンスも含めて、答弁できる範囲での答弁にとどめるということだけをご理解いただきたい。 私としては、答弁という部分が重たい言葉だと感じている。
	芝岡委員長	変えてもらったほうがよいか。
	柳副議長	削除だ。
	澤委員	方向性まででよい。
	柳副議長	ここで答弁という文字を使ったかったら、具体的にこれこれの答弁という部分も引き継ぐという書き方にしてもらわないと、未広がりになる。 今回そのことについて、問うか問わないかは別だ。
	芝岡委員長	休憩して、削除してもらおうということではよいか。
	柳副議長	執行部は、何を意味するか聞かないと分からないということだ。前町長の答弁を踏襲するということは、何を指すかということだ。
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 1 1時28分 休憩 再開する。 1 1時43分 再開
	鈴木議会事務局長	確認させていただいたが、現議員という20年間になるということと言ったら、そこまで考えていなかったということだ。この4年間程度のことだということだった。答弁をということになると、4年間前町長が答弁されたこと全部ということかと。方向性というか、考え方ということだということだ。 個別にどの答弁をとることがないと答えにくいということも申し上げたが、個別に聞くつもりはないことと、引き継ぐという話になれば、次の機会に個別の事案について尋ねることはあるかもしれないということがあった。 どの答弁のことかと尋ねられたらあるのかと聞いたが、それはないと言われた。 答弁まで全部継承するという考え方ではないということで、それで終わると思う。
	長戸副町長	聞かれた町民の方が誤解されないような、また、聞かれた議員にも変な期待を持たれないようなことにしたい。
	柳副議長	今言った指摘について、議員は答弁をもってマルかバツかを判断する。答弁は別としてと言ったら、我々が答えを聞いていないのと一緒だ。
	長戸副町長	とらえ方によってということだ。
	柳副議長	次号に続くということだな。
	船木議長	次号に続かないように、ぴしゃっしてもらわないといけ

		ないということだ。
	柳副議長	局長も、次号に続くかもしれないと言った。
	船木議長	杉村議員の一般質問で町長は答弁するが、答弁を聞いたほかの議員や町民が、こんな答弁したじゃないかと言って次の議論に発展するような答弁はやめてもらって、後腐れのないぴしゃっとした答弁をお願いしたいということだ。
	柳副議長	答弁という言葉は、いわゆる町長の政治判断だ。町長の政治判断を踏襲するのか何うということだ。 必ずそれをもって次号に続くということは、執行部も覚悟してもらわないといけない。
	船木議長	それは、答弁を引き継ぐと言ったらそうなるけど、前町長の言った答弁を一字一句引き継ぐものではないとはっきり言ってもらって、事業継承とかの方向性は同じだが、答弁に関して町長の答弁一字一句を踏襲していくものではないと、はっきり言ってもらえばよい。そしたら次につながることはないと思う。 杉村議員だけでなく、ほかの人だって答弁によっては自分の質問に有利になるような粗探しを持ってくる可能性もある。だから、そこはきちんと。
	柳副議長	答弁イコール政治判断ととらまえておいたほうがよい。必ず次号に続く。
	芝岡委員長	一般質問について終わらせてもらってよいか。
	皆	よい。
⑤	芝岡委員長	次、議案審議について説明願いたい。
	鈴木議会事務局長	*資料 P16 により、議案数等説明 詳細は執行部から説明していただく。
	長戸副町長	87 号、92 号から 96 号については企画財政課長から、88 号から 91 号と、人事案件は私から説明させていただく。 *議案第 88 号～議案第 91 号まで説明
	田中企画財政課長	*議案第 87 号について説明 *議案第 92 号～第 96 号については、別紙「平成 29 年度 12 月補正予算概要」により説明
	長戸副町長	追加の人事案件について、97 号だ。 岩美町教育委員会委員 1 名の方が任期満了なので、新たに委員 1 名の任命について、人事案件としてお願いしたい。 以上だ。
	芝岡委員長	何かあるか。
	柳副議長	障害者総合支援事業費 43,952 千円の増額があるが、見積もりの誤りでこのように多くあるのか。
	田中企画財政課長	誤りというか、若干想定が甘かったことと、当初予算で、これも流動的な予算なので、増額がどれくらいあるか分からないが、当初予算では圧縮しておこうということで落とさせ

		ていただいた部分がある。
	柳副議長	想定の範囲内というか、許される範囲ということで理解すればよいな。若干介護給付の部分が増えているということがあるが。
	芝岡委員長	よろしいか。
	船木議長	定置網漁業導入支援事業の説明が、きちんとした説明になっていない。 台風で定置網が壊れて流されて、新しいのを次に付けるという話で、それはよく分かる。 県の事業で町も付き合えよということでやっているもので、説明が不足していると思ったのは、壊れた網や施設について損害保険に入っていると思う。いくら保険に入っていて、そのお金はどこに使うのか。たぶん、その施設をするときに借り入れて造っているので、その保険金が出たら借入金に埋めるみたいなことじゃないかと思っているが、その辺の詳しい話は聞いていないか。
	田中企画財政課長	全部網が流されたわけではなく、一部残っていてストックしている網もいくらかあるようなので、使えるものを使ったうえでどれくらい費用がいるのかというようなことと、使えるものがどれくらい残っているかという部分の詳細な調査ができていないようだ。それができないと、確定的な金額が出ないので、今の段階ではこのような説明をさせていただいている。保険金の対応はさせていただいたうえで、不足分について 2,500 万円を上限として出させていただくということでご理解いただきたい。
	船木議長	そういう実情だろうと思う。 12月の補正に組んで、繰り越しするのはなぜか。詳細は分からないのだろう。
	田中企画財政課長	事業主が6月7月の一番定置網が盛況な時期に、何とか間に合わせたいという中で、今回の事業に手を挙げさせていただいたというように聞いている。
	船木議長	それならなぜ繰り越すのか。
	田中企画財政課長	ぎりぎり漁期に間に合うかという感じのところだと思っている。6月の終わりか、7月の初めくらいにできるのではないかと考えている。
	船木議長	できるというのは、何ができるのか。 網ができるということか。
	田中企画財政課長	そうだ。 詳細を調査して、必要な網を発注して設置するのが6月くらいになるのではないかとということだ。
	船木議長	それはよいが、6月ですするのに、なぜ12月の補正に組まないといけないのか。3月補正でもよいのではないかと思う。

		県との関係でそのような話になったのか、説明しない隠した部分があるのではないかと思う。
	長戸副町長	6月の漁期に間に合わせたいと。やろうとしても期間がかかるので、12月の早い段階で網の発注などもかけてやらないと、6月に間に合わないということだ。3月だと盆を過ぎてしまうので、間に合うようにしようと思ったら、12月のタイミングがよいということだ。 県も債務負担行為をとるのに予算を付けてもらって、町も付き合い形で2,500万円の事業費をつくっていくと聞いている。
	船木議長	早く発注しないと、網が出来上がってこないということだな。
	芝岡委員長	よろしいか。
	柳副議長	J-ALERT(ジェイアラート)新型受信機設置事業費で、国の財源は何割程度か。
	田中企画財政課長	全部緊急減災防災の起債で。交付税バックが70パーセントの起債だ。
	柳副議長	100パーセントは100パーセントだな。
	芝岡委員長	昼を過ぎたが、よろしいか。
	鈴木議会事務局長	確認をさせていただきたい。 議案第88号と89号だが、総務課所管のものだ。提案理由の補足説明は、総務課長事務取扱の副町長ということではよろしいか。
		※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。
	澤委員	88号、89号は副町長がされると言われた。
	鈴木議会事務局長	ありがとう。
	芝岡委員長	12時を過ぎたが、休憩して13時からとするか。
	皆	よい。
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 12時15分 休憩 再開する。 13時10分 再開
⑥	芝岡委員長	次、発議案の提出について、説明願いたい。
	鈴木議会事務局長	一つは、議員報酬に係る発議案について、あと陳情等採択の場合の意見書等提出に係る発議案、閉会中の所管事務調査に係る発議案についてだ。 *議員報酬に係る発議案について、資料P20~説明 発議者だが、議運に関係するということで、議運の正副委員長に提出者になっていただき、澤委員と寺垣委員には賛成議員ということでお願いしたいと思っている。 最終日の議案第89号の次に議員発議案で入れさせていただきたいと思っている。そのような形でお願いしたい。よろ

		しく願います。
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
⑦	芝岡委員長	次、請願等の審査について。
	鈴木議会事務局長	<p>2件新規で上がっている。産業福祉常任委員会に願するものだ。</p> <p>*資料 P18～説明</p> <p>これは毎回上がってくるものだ。昨年12月に同様の審査をして、陳情の内容も一字一句同じ内容だ。産業福祉常任委員会に付託させていただきたい。</p>
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
⑧	芝岡委員長	次、会期及び日程（案）について。
	鈴木議会事務局長	<p>*資料 P1 により説明</p> <p>19日から21日までの3日間で相談させていただきたい。</p> <p>1日目に町長所信表明と一般質問。7人おられるが、初日6人と考えている。2日目に1人処理して、その後各常任委員会をお願いしたい。</p> <p>最終日は条例等の審議、陳情処理の形で考えている。閉会後に議会だより調査特別委員会を持たせていただきたいと思います。</p> <p>一般質問を初日6人、2日目に1人ということによろしいか。</p>
	柳副議長	<p>規定としては、6人だったら1日で片付けられるということだが、規程としては6人までは1日であることができるという規定なのか、6人以上だったら6人は1日で処理しなければならない規定なのか。どういう規定になるのか。</p> <p>何が言いたいかという、翌日の常任委員会の案件が12月ということを出てくるとは思えないが、2日目に2人することができれば、午前中に終わる。午後から委員会とすると、初日と2日目で5人、2人という形で、一般質問が行える規定なのか。それとも、6人以上いる場合は、初日に片付けてしまえという規定なのか。6人ということになったらえらい。読み方として6人までできるということなのか、せないけんという規定なのかという話だ。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>議会運営に関する事項等というのが引き継がれており、これによると、1日に6人までに決定したという書き方がされている。融通が利くかどうかについては、その時の記録を確認しないと分からない。それから、前局長からの引継ぎは、6人を目安にするということだ。</p>
	柳副議長	<p>基本的に質問を交替する前に10分程度休憩するが、そうすると、時間的に5時を確実に超えるということだな。6人す</p>

		ると。
	鈴木議会事務局長	可能性はあると思う。
	柳副議長	今までの流れを見ると、質問者は30分与えられているが、町長の答弁は質問者より短いことはない。町長の答弁が少ないということは、まずありえない。 1日6人以上した場合は、必ず延長しているということだな。今まで過去は。 その規定は、6人を目途とするのか、6人までとするのかという規定だが、読み方によっては、6人までということは5人でもよいということか。
	鈴木議会事務局長	確認したい。 24年12月の議運でそのように決定したと思っている。
	船木議長	私の認識は、一般質問は傍聴者もあるし、ある程度の規則的なものを決めておこうということだと思う。6人までだったら1日で終わるようにしようということだ。6人を超えて7人以上だった場合に、1日にどうしても6人しなければならないのかという問題は、まだ協議する余地があると思っている。6人までだったら、1日でやってしまおうということだ。7人以上だったら、1日に何人やるか協議する余地がある。傍聴者に対しては、防災無線で周知できるという私の認識だ。それは今新しくここで決めようということなら、決めてもらってよいと思う。
	柳副議長	新町長の疲労を考えると、初日は5人くらいで終わる方がよいと思う。
		※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。
	柳副議長	傍聴者もあることなので、最大6人まで可能というルールがあるが、実際6人聞くのはえらいと思う。可能なら5人くらいにした方がよいと思う。 常任委員会のボリュームはどうか。
	長戸副町長	執行部の方では今週中に案件を出せと言っているが、執行部でお願いしなければならない案件はないと思っている。特に陳情は産業福祉常任委員会しかないの、総務教育常任委員会はまた何か考えないといけないかなと拝見したところだ。ボリューム的には少ないと思っている。
	柳副議長	局長、確認だが、質問者が7人いた場合に、6人と1人、5人と2人、どちらも可能だという理解でよいのか。
	鈴木議会事務局長	私に答弁を求められているのであれば、確認させていただきたい。
休憩	芝岡委員長	休憩する。
再開		13時31分 休憩 再開する。 13時34分 再開

	鈴木議会事務局長	<p>24年12月11日の議会運営委員会の際に議論があった。それまで1日の目安は5人だったが、その時6人で、傍聴に来られる方も2日にわたるよりは、1日で6人のほうがよいのではないかということで、この時に6人にしようということになったようだ。</p> <p>今回7人なので、6人と1人というのも時間延長のことも出てくるし、次の日に1人の議員の質問ということもある。しかし、これを1日でしてしまうというのもどうかと思う。5人という考え方もあるのかなと思う。</p>
	芝岡委員長	6人しないといけないということは書いてないな。
	鈴木議会事務局長	<p>書いていない。</p> <p>6人にすることによって、1日で終わることだったということだ。</p>
	船木議長	6人までは1日でしようということだから、6人を超えた場合に2日になるわけだから、初日を何人にするかは決めればよいということだな。
	鈴木議会事務局長	そうだ。
	芝岡委員長	1日目に5人、2日目に2人という形でも、2日目の常任委員会にひびかなければよいと思うが、いかがか。
	柳副議長	個人的な意見だが、常任委員会のボリュームが少なかったからという判断にせず、6人という基準ならば1日でしよう。しかし、7人以上の場合は、初日は5人とするというような申し合わせをすればどうか。これは議会の思いだ。執行部が6人片付けさせてほしいというなら、それはそれでよい。町長が答弁されるのだから。
	芝岡委員長	7人以上の場合は、初日は5人、8人だったら翌日は3人というように、議運のメンバーで決めてもよいか。
	長戸副町長	決めていただいたとおりにさせていただきます。
	芝岡委員長	議長、いかがか。
	船木議長	<p>6人だったら1日でやるという、今までどおりでよい。7人以上になった場合に、初日を5人で2日目に残りというようにするのは、時間から言って、5人で大体5時だ。今まで6人で時間延長したというのはなかったと思う。あったかな。</p> <p>通常でいったら議員の持ち時間は30分で、答弁は30分以上になる。そうすると、1人が1時間以上になる。それに休憩時間を加えると、5人で5時間以上になる。5時を過ぎる。なるべく時間延長をしないという考え方でいけば、7人以上の場合は初日は5人までということは、十分合理性がある。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>昨年の12月は、一般質問が8人だった。初日6人、2日目2人という形だった。記録を見ると、初日の6人が4時55分に終わっている。</p>
	船木議長	延長すると、傍聴者も帰る可能性がある。

	柳副議長	<p>そもそも時間延長等々ではなく、傍聴者に配慮した中で、2日間にわたって来ていただくよりは、1日でまとめられるぎりぎりの人数は何人かということで、6人を設定したと思う。これが7人以上になって2日かかるということになったら、その辺は頭を柔らかくして考えたらよいと思う。時間延長を避けたいということになれば、町長もひょっとしたら答弁漏れがあるかもしれない。</p> <p>質問する側も答弁する側も少々余裕があっても、毎回7人以上があるべき姿かもしれないが、そんなになんかと思う。柔軟な対応をすればよいと思う。</p>
	芝岡委員長	それでどうするか。
	澤委員	私は5人と2人でよいと思う。
	柳副議長	<p>最大6人までできるというルールを持っていて、解釈の仕方は二通りできると思う。</p> <p>必ず定例会前に議運で協議するので、7人以上の場合は議長、町長の意見も聞きながら、その都度判断すればよいと思う。</p>
	船木議長	定例会ごとに状況は変わる。そこは、この場で決めればよいと思う。
	柳副議長	今までの経過からすると、今回の6番目の人は、どうしても答弁が長くなると思う。
		※「決めようや。」との声あり。
	芝岡委員長	では、初日が5人、2日目が2人ということで、今議会はさせていただくということでよいか。
	船木議長	それは定例会ごとに検討するという事だ。
	芝岡委員長	7人以上になった場合は、その都度決めたいと思う。よろしく願います。
⑨	芝岡委員長	次、その他の議会の運営に関する事項について。
	鈴木議会事務局長	<p>*ア、議員派遣について、日程表により説明</p> <p>資料にはないが、前回9月議会で派遣手続きをした田中克美議員の在職35年以上の総務大臣感謝状贈呈式が日延べになって、今度1月29日の予定になった。改めて手続きをさせていただきたい。よろしいか。</p> <p>一応変更があった場合は議長に一任されているが、議会に諮る機会があるので、改めて手続きをさせていただきたい。</p> <p>*イ、議会放送について、日程表により説明</p> <p>ちなみにだが、昨年12月に8人の質問があったが、1回の放送に8人の放送をすると7、8時間かかる。特に夕方からすると最後の方は夜中になるが、そのような形で放送させていただくということでよいか。</p> <p>例えば、人数を分けて1日に1回ずつ流すとか、流す日にちを増やして次の週にするとか。</p>

		※「ええじゃないか。」との声あり。
	芝岡委員長	このままでよいか。
	皆	よい。
審査事項(2)	芝岡委員長	審査事項(2)杉村議員の機関紙について、局長より説明願いたい。
	鈴木議会事務局長	<p>これについては、12月1日の全員協議会のその他のところで、澤議員、田中克美議員、柳副議長から、杉村議員の機関紙「モルゲンロート」の記載内容について、指摘があった。</p> <p>* 指摘内容説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前監査委員への謝罪がない。 ・岩美消防署用地の提供者である町民を名誉棄損している。これについて議会としてどう対応するか。 ・本会議において、推測に基づく発言で町と道の駅の密約を公言し、双方の信頼を失墜させた。これについて、テレビ討論を求めるといったような発言があった。 ・モルゲンロートの読者の欄で、議会の権威を失墜させる記述があったということで、杉村議員の対応にも問題があるといったような指摘があった。 <p>これらについて、対応を議運で検討していただきたいということだ。よろしく願いたい。</p>
	芝岡委員長	<p>この間の全協の席でそのような発言があったが、これまでも全協で議論してきた。</p> <p>モルゲンロートについて指摘した時に、皆さんの意見を聞いて対応したいと言われたにも関わらず、謝罪がないと言われている。態度がぜんぜん変わってないということだ。</p> <p>このことについて、議運で議論して決着を付けてほしいという意見もあった。どのようにしたらよいか、審議願いたい。</p>
	澤委員	<p>3つある。</p> <p>発生順から言ったら、①前監査委員、②消防署の件、③密約が出てきている。全部一遍には難しいと思う。発生順に一つずつ片を付けていかないといけない。</p> <p>現に前監査委員の名誉に関わることについては、何か月も引っ張ってきているということがある。そういうところから片付けないといけない。発生順にしていくのがよいと思う。</p>
	柳副議長	<p>任期中に終わらなくなる。澤委員の言われるとおりでと思うが、人の名誉に関わることだ。田中展昌さんのこともそうだし、同時に、あの時は指摘もしなかったということで監査委員そのものも否定された。</p> <p>それから、土地を提供された方、私が大きい問題として取り上げたのは、榎本町長はもう時間的にタイムリミットが来たにも関わらず、あの表記の仕方は前榎本町長が画策したものだとしらしめるがためにやったとしか思えない記述だった</p>

		<p>ということ。</p> <p>議会として許せないのは、傍聴に来てその傍聴者に対してにらみつけたと。そして傍聴者は、二度と傍聴しないということだ。</p> <p>どれをとっても、早期解決を図らなければならない。傍聴の問題も早く決着をつけてほしい。</p> <p>名誉棄損された3人、田中さん、土地の提供者、前榎本町長。特に町長のは、住民からかなり声が出ている。それはどうということかと言ったら、そういう画策をしているから出資金の問題が発生したのかと。そういうことが出だした。岩美町のために尽くしてこられて5期20年。自分のことだから言われなくてもいいが、腹が立っていると思う。あんな記述をされたら。主導したということだ。私は、できる限り早く処理しなければならないと思う。どれを取っても、早期に決着をつけなければならない問題だ。</p>
	芝岡委員長	どのように処理すればよいか。
	船木議長	私の提案だが、この議運のメンバーに、はっきり名前を出す、田中克美議員を特別委員としてこの委員会に入ってもらって、審議するのはどうだろうか。皆さん、いかがか。
	柳副議長	議長主催で、執行部が関係ない全協ですればよい。出たくないという人がおられるかもしれないが。議会の関係だ。
	船木議長	だけど全協から、議運で審議してほしいとなったものだ。また全協でやってほしいと返すのか。
	柳副議長	やっぱり全協がふさわしい場だったと。そうしないとこの5つは処理できない。
	澤委員	議運は方向性を出せばよいのではないか。
	船木議長	そういうことはよいのか。 全協は議運で審議してほしいということだ。議運がまた全協に返すことができるのか。
	柳副議長	私が言っているのは、議運で決めないといけないことは、何をもって解決になるのかだけは議運で決めて、それに対する審査の方法とかはできれば全員でやったほうがよいのではないか。 ただ、どういった落としどころにするか、解決法は何かということ、議運で方向性を示されないといけないと思う。
	船木議長	議運で決めたことも、最終的には全協で了解を取らないといけないことになる。全協から議運で協議してほしいということになったのだから、議運で議論して、どういう方向性を出してどうするかを議論して、やっていかなければならないと思う。その中に田中克美議員を、特別委員としてこの議運の委員に入ってもらって協議してはどうかということが私の意見だ。

		局長、議運以外のメンバーに入ってもらえることはどうか。
	鈴木議会事務局長	委員会が委員会以外のメンバーの議員から意見を聞くとか、説明を聞くとかいうことはあって、それはこの委員会でだれだれ議員にどういうことについて意見を聞こうとか、説明を求めようとかということを決めていただいて、該当する議員に出席要求をするということになる。特別委員ということではない。
	柳副議長	参考のためにお招きして意見を伺って、最終的にまとめるのは委員会だ。それだったら、全協なら全協で、落としどころは議運で決めるが、議運で決着をつけるために、最終地点まで田中克美議員をおらせるわけにはならんと思う。組織として意見を聴取することはあっても。
	船木議長	議運のメンバー以外に、特別委員として入ってもらえることはできないのか。
	鈴木議会事務局長	委員会の意思決定・・・。
	船木議長	ここで決めて・・・。
	鈴木議会事務局長	意思決定に加わるという意味か。
	船木議長	議決まではどうか知らないけど、協議してもらおうということにはならないのか。みんなの了解を得てだ。特別委員として。
	鈴木議会事務局長	特別委員会を設けてということはあるかもしれないが。
	船木議長	特別委員会でなく、この議運の中に特別に委員として入ってもらえるように議決して、それができないのかということだ。
	澤委員	最終結論を、田中克美議員がおるところで出すということか。
	船木議長	最終結論はよいが、協議は特別委員として入ってもらって協議して、最終結論はこの議運のメンバーで出そうということだ。
	鈴木議会事務局長	議長が言われる特別委員というのは、どういう役割を求めておられるのかということ、意見を出してもらおうということであれば・・・。
	船木議長	意見を出してもらい、賛成反対の協議をしてもらおうということだ。
	鈴木議会事務局長	いろいろと知恵を出してもらおうという意味であれば、先ほど言った委員外議員ということで招致することになる。委員会としての意思決定をする場合に、その方には権利はない。それを求めるのであれば、きちんと委員に加える必要があるが、それは議会に諮る必要がある。
	前田書記	議会に諮ってもできないと思う。定数が決まっている。
	船木議長	定数が決まっているのだから、特別に入ってもらえないかという話だ。
	柳副議長	ご意見を伺う程度で招き入れることはできても、委員と一

		<p>緒になって審議はできないはずだ。全協のほうが分かりやすいという話だ。</p> <p>親切丁寧に芝岡委員長がここで決まったことを全協でよろしいかと尋ねても、議運で決定したことは、本当は諮らなくても決められると思っている。今回の例をとっても、議運に預けると。今回の決着について、議運がこうすると言ったら、そうせざるを得ないでしょう。杉村議員に陳謝文を読ませると、こういったところまでやってもらわないといけないとなったら、確定になるのでしょうか。</p>
	船木議長	議運で決めて、やはり全協で同意を取るのが筋だと思う。
	柳副議長	皆さんに理解いただくという配慮だと思う。議運の決定事項は重たいと思っている。
	船木議長	それは重たい。
	柳副議長	ここでこの形でいくとなったら、それは形として生きるな。今回の案件は、こういった形で杉村議員に態度を表明してもらおうと決めたら、そうなるのだろう。
	鈴木議会事務局長	議員個人に対してということか。
	船木議長	<p>基本的なことを言ったら、議運は議会運営に関することなので、懲罰とかを議運で決定できるというものではない。そのような意見を出しても、最終的には議会で発議しなければならない話になると思う。</p> <p>全協が議運で審議してほしいと言っている趣旨は、議運で審議したことを全協は承認するということまで言っていると思う。</p> <p>またこれを全協で審議するというわけにはならんと思う。議運で決定して、全協に持っていく話になると思う。</p>
	澤委員	<p>私自身の取り方は、監査委員のことについては、謝っているかどうかの判断を議運でやってほしいというとらえ方をした。</p> <p>土地の問題とかは、侮辱しているかどうかの判断を議運でしてほしいというとらえ方をしている。</p>
	船木議長	えっ、何だって。
	澤委員	侮辱していると田中克美議員が言われたと。侮辱しているかどうかの判断は、議運で協議して侮辱していると決まれば全協でみんなでそのようになればいいし、監査委員のことで私が最初に言ったのは、謝っていないという判断で言った。謝っていないかの判断は、議運ですればよいというようにとらえている。
	船木議長	そうではなくて、全協で決まったのは、杉村議員の発言やモルゲンロートの表現とかを全協で議論したが、結果や処理についても、それは議運で決めてもらえないかと、全協から議運が委託されたと私は思っている。

	澤委員	最終結論は議運でということだな。
	船木議長	そうだろう、局長。
	鈴木議会事務局長	議会としてどのように対処するか議運で議論してほしいと。決着という言葉が使われたが。
	船木議長	決着をつけてほしいということだろう。
	澤委員	決着ということは、こうせよという指示か。
	柳副議長	そういうこともあるし、どういった形で収めるかということを決めてほしいというものだから、ここで決まったらそうなるということだ。 簡単な問題ではない。この問題は後にしたらどうか。
	長戸副町長	3時から3人とも会議を持っているので、それまでに解放していただきたい。
	船木議長	執行部はもうよいのではないか。
その他 1)	芝岡委員長	これは後にして、次に進む。 その他 1)平成 30 年度当初予算(議会関係)の協議について。
	鈴木議会事務局長	30 年度議会関係の当初予算について、1 月 5 日(金) 10 時から議運を開いていただければと思う。 新年度予算要求締め切りは、1 月 4 日となっている。議運より前に財政当局にお願いすることになる。財政当局にお願いした内容を議運のほうにお示しし、必要があれば修正要求したい。よろしく願います。5 日でよろしいか。
	皆	よい。
	鈴木議会事務局長	続けてよろしいか。
	芝岡委員長	よい。
2)	鈴木議会事務局長	2)懇親会についてだが、恒例の懇親会ということで、新町長を迎えての初の懇親会だ。21 日の 18 時から白兔会館を考えている。よろしいか。17 時 30 分に送迎バスをお願いしている。
3)	芝岡委員長	3)その他、何かあるか。
	柳副議長	出初式がないということだが、どうか。
	長戸副町長	その他で言おうと思っていた。 恒例の出初の関係だが、先日の分団長会議で 3 月 25 日となった。正月の三連休では開催をされないことが決定された。 やはり表彰状を、2 月にもらったものを 1 年後にもらうということや、雪のことや、もろもろの判断がなされたということだ。ほかの町村でも、3 月に開催される場所があるようだ。
	柳副議長	表彰状のこととかを言われたが、来年も雪は降る。再来年も。分団長会議だから仕方ないかもしれないが、移行した団体もあるように聞いたが、やはり元消防団の団員の方々とか、年配の方は怒る。出初は出初でしっかりやってくれと言われると思う。30 年限りか。

	長戸副町長	前提ではないと思っているが、また分団長会議で戻されるかもしれない。
	柳副議長	ずっと3月に移行するのか。
	長戸副町長	そのつもりで私は聞いている。 変えるということは、30年以降はすべて3月にされていくのかなと思っている。 ただ、私の立場で、そこで意見が言える立場ではないので、あくまでそれは分団長会議の中で決定された決定事項を最初に報告いただいて、町長に、前町長だが確認いただいて、出初と言うかは別として、消防のところは3月25日ということになったということだ。
	柳副議長	岩美町の消防団という組織のトップは町長だ。
	長戸副町長	確認されたということだ。
	柳副議長	町長はそのとき不在だな。
	長戸副議長	継承されたということだ。
	柳副議長	トップの意見を伺わず、決定できるのはおかしいと思う。 年の初めに、住民の安全と安心を守ってじゃないけれど、しゃっとするものだ。 それもトップが変わって、トップがおられん時にいけんと思う。
	長戸副町長	そうやって分団長会議で決まった部分を町長に確認して、3月25日にということになった。
	柳副議長	新町長はそれを踏襲するのだな。
	長戸副町長	継承される。 本当は分団長会議で決まったことは、下に下りていくものだとして理解している。トップだけが握っているということではなくて、当然分団長会議で決定されて、団員に伝えないといけないことは、消防団組織の中で伝わっていくと理解している。
	柳副議長	結局、夏季訓練もこのままなくなって・・・。
	長戸副町長	夏季訓練は中止されて、水防訓練だ。 水防訓練は新たな取り組みとして取り組む。
	芝岡委員長	その他、ないか。
	船木議長	前町長とのお別れ会を19日の17時30分から、道の駅の海陽亭で行うことについてご了解いただきたいのと、通常花束だが、それではなく記念品を渡したい。記念品はお茶会計から出すことで賛同いただけないか。贈る品については、私としては、委員長と事務局長に任せたいが、いかがか。
	澤委員	その日に間に合わなくても、目録ということもあるのか。
	船木議長	金額とか協議していただきたい。金額もお任せでよいか。
	鈴木議会事務局長	目安がほしい。
休憩	芝岡委員長	休憩する。

再開		<p>14時30分 休憩 再開する。</p> <p>14時51分 再開</p>
杉村議員の機関紙について	芝岡委員長	<p>杉村議員の機関紙についてだが、時間的にも次が迫っているので本日はこの程度にして、次回の議運の日取りを決めて終わりたい。</p> <p>定例会中の21日に時間の余裕があると思う。本会議終了後に、議会だより調査特別委員会が終わった後に、2回目を開いて審議したい。</p> <p>時間もかかると思う。1日や2日で終わるとは思えないが、皆さんに知恵を出していただいて、どうするのが一番よいのかを決めていきたい。よろしいか。</p>
	皆	よい。
	芝岡委員長	<p>今日は長時間になったし、21日の本会議が終わり、議会だより調査特別委員会が終わった後によりよろしくお願ひしたい。</p> <p>ほかにないか。</p>
	鈴木議会事務局長	<p>きょう議論することではない。お知らせだ。</p> <p>ことし6月に地方自治法が改正され、主には行政の内部体制というか、適正な事務を執行する仕組みを強化するということだが、その中で監査委員の体制について改正があった。今、岩美町の規模では識見の監査委員と議選の監査委員1名ずつを配置することになっており、これは法律で決められている。</p> <p>改正内容は、議選の監査委員について条例で定めれば、置かないことができるというものだ。</p> <p>いろいろ考え方はあるが、これまでの制度の中で、議選の監査委員は執行部が任命して、執行部の身内というような感じになるが、独立性を確保するために、監視をきちんとするために、議会のほうから監査委員を出すとされているようだ。</p> <p>実際監査する上で、議員は4年間の任期だ。財政とか財務会計とか、今複雑になってきているが、専門的知識を確保するのも難しい部分があるということもあり、もっと専門的な監査委員を配置することも考えられると言うことの中で、議員の負担を減らすこともあるかもしれないし、条例で定めることによって、置かないことができるということをご承知いただきたい。</p> <p>4月1日から法律が施行される。何も検討されずに過ぎれば今の体制だし、4月1日から置くにしても置かないにしても、議会として検討した結果このままの体制でいくとか、あるいは条例を定めて置かないようにするとかという判断をしたほうがよいのかなと、今はまだ情報提供ということでご理解いただきたいが、また議論する機会を設けていただけたら</p>

		と思う。
	澤委員	必ずしも議会から選ばなくてもよいということだな。
	鈴木議会事務局長	条例で定めることによってだ。
	澤委員	1人でよいということではないな。
	鈴木議会事務局長	1人でよいという意味ではない。
	澤委員	そこをはっきりしておかないといけない。
	芝岡委員長	今の段階では、聞き置くということだな。
	鈴木議会事務局長	そうだ。
	船木議長	このことは、ほかの議員にも周知していただきたい。
	鈴木議会事務局長	はい。
	芝岡委員長	ほかになれば終わる。
	皆	なし。
閉会	芝岡委員長	以上で終わる。 *起立、礼 14時58分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会運営委員長